

林産物のモニタリング検査について

平成29年3月
会津農林事務所森林林業部

1 野生のきのこ、山菜、樹実類

(1) モニタリング対象品目

ア 山菜 (15 品目)

わらび、ぜんまい、ふき、うど、うわばみそう、たらの芽、くさそてつ
(こごみ)、こしあぶら、もみじがさ (しどけ)、みやまいらくさ (あい
こ)、ふきのとう、さんしょう、おおばぎぼうし (うるい)、たけのこ (孟
宗竹、淡竹、真竹)、ねまがりたけ

イ 野生きのこ (45 品目)

「参考1」を参照

ウ 樹実類 (3 品目)

あけび、くるみ、とちのみ

※下線は、会津地域において出荷制限 (自粛) となっている市町村があるため、
出荷・販売の際はご注意ください。(出荷制限品目は「参考2」をご覧ください。)

(2) モニタリング計画について

以下の順に基づき、原則、品目ごとに各市町村3検体以上、モニタリン
グ計画を作成して検査を実施しています。

ア 早期に発生 (出荷) が見込まれる地点

イ 過去に最も高い値の放射性セシウムが含まれる山菜を採取した地点

ウ 最も高い空間線量率が観測された地点

エ 最も高い土壌中の放射性セシウム濃度が検出された地点

オ 地表面水が集まりやすい箇所など高い放射性セシウム濃度が検出され
る可能性がある地点

計画的なモニタリング検査の実施に努めていますが、出荷販売前には必
ず、今年のモニタリング検査が実施されているかを新聞や県のホームペー
ジ等で確認してください。

その際、今年のモニタリング検査が未実施であった場合は、検査用検体
の提供にご協力願います。

2 栽培きのこ

- (1) 生産ロット毎に材料（原木、おが粉）、資材（ほだ木、菌床）、きのこ（出荷前）、乾燥きのこの各段階で放射性物質濃度を測定し、基準値を超えたものはロット単位で廃棄しています。（最終段階まで安全性を確認したものだけを販売可能としています。なお、乾燥きのこは会津保健所による収去検査となります。）
- (2) 生産ロット毎に検査結果を農林事務所長名で通知しているため、出荷・販売等する際は、出荷先へ提示するなどしてください。

自家消費用として栽培していたきのこ（もしくは乾しいたけ等の加工品）を直売所へ出荷し、その後の検査で基準値を超過していることが判明するといった事例が県内で毎年のように発生しています。

その場合、県産農林水産物の安全・安心確保への取り組みに対する信頼が損なわれる恐れがありますので、必ず出荷前に検査を行うようにして下さい。

3 薪、木炭

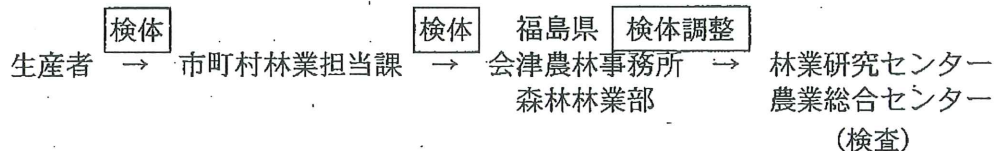
- (1) 薪（指標値 40Bq/kg）、木炭（指標値 280Bq/kg）は、生産ロット毎に放射性物質濃度を測定してください。生産ロット毎に検査結果を農林事務所長名で通知しているため、出荷・販売等する際は、出荷先へ提示するなどしてください。

4 共通

(1) 検査の窓口等

各市町村の林業担当課が受付窓口となっています。

※検査までの流れ



(2) 1 検体の量等

食品は、可食部のみに調整した状態で、約 1 kg 必要です。できるだけ土やゴミ等を取り除いた状態での提供にご協力ください。（検体が傷みやすいため、原則、水洗いは不要です。）

※ 1 kg を採取することが困難な場合については、その都度ご相談ください。

(3) 検査スケジュール

ア 林産物モニタリングの検査日は原則、火、金曜日となっています。

イ 事前に検査申し込みが必要となりますので、検査予定(希望)日の3日前(休日を除く。)までには、各市町村林業担当課へご連絡いただくとともに検体を持ち込み願います。(火曜日モニタリング検査の場合は、木曜日まで。金曜日モニタリング検査の場合は、火曜日まで。)

ウ 検査結果(速報)については検査日当日の夕方以降に、市町村を通じてお知らせします。

5 その他

(1) 会津地域では「参考2」の品目が出荷制限等となっています。出荷、販売にあたっては、必ず、出荷制限となっていない品目であることを確認してください。

(2) 出荷が制限されている品目があるため、販売にあたっては生産地(市町村名まで)を表示してください。

(3) 現在、県では、直売所等を通じて、林産物(野生きのこ・山菜・樹実類)を出荷している生産者情報の把握を行っていますので、生産者調査票の提出にご協力願います。

(県が生産者として把握していない方が出荷販売する場合、出荷品目を全てモニタリング検査していただく場合もあります。)

【林産物のモニタリング検査に関するお問い合わせ先】

福島県会津農林事務所 森林林業部 林業課

電話 0241-24-5734

野生のきのこ、山菜、樹実類(主担当:長嶺、副担当:富樫)

栽培きのこ、薪、木炭(主担当:富樫、副担当:長嶺)

参考1 野生きのこのモニタリング対象品目

【菌根菌類 (23 品目)】

あいたけ、あかもみたけ、あみたけ、うらべにほていしめじ、おおもみたけ、からすたけ、きしめじ、くりふうせんたけ、くろかわ、こうたけ、さくらしめじ、しもふりしめじ、しゃかしめじ、しょうげんじ、ちちたけ、はつたけ、はないぐち、ほうきたけ、ほんしめじ、まつたけ、むれおおふうせんたけ、やまいぐち、やまどりたけもどき

【腐生菌類 (22 品目)】

うすひらたけ、えぞはりたけ、えのきたけ、おおいちょうたけ、くりたけ、さけつばたけ、さんごはりたけ、たもぎたけ、ちゃなめつむたけ、とんびまいたけ、なめこ、ならたけ、ぬめりすぎたけ、はたけしめじ、ひらたけ、ぶなしめじ、ぶなはりたけ、まいたけ、ますたけ、むきたけ、むらさきしめじ、やまぶしたけ

参考2 会津地方における林産物の出荷制限等の状況

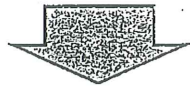
市町村名	わらび(野生)	たらのめ(野生)	くさそてつ (こごみ)(野生)	こしあぶら	ねまがりたけ	野生きのこ
会津若松市				× (H25.6.3)		× (H25.10.1)
喜多方市	× (H24.5.17)			× (H24.5.7)		× (H23.10.18)
北塩原村				× (H25.5.7)		× (H24.10.18)
西会津町				× (H28.4.28)		× (H26.8.25)
磐梯町				× (H24.5.10)		× (H24.10.11)
猪苗代町		× (H26.5.14)		× (H24.5.17)	× (H26.6.10)	× (H23.9.15)
会津坂下町				× (H25.5.28)		× (H24.10.18)
湯川村						
柳津町				× (H25.5.7)		× (H26.10.2)
三島町				× (H25.5.20)		× (H26.9.22)
金山町				× (H25.6.5)		
昭和村				× (H25.6.10)		× (H24.8.15)
会津美里町			× (H26.4.24)	× (H24.5.7)		× (H25.11.12)
下郷町				× (H24.5.10)		× (H25.9.26)
桧枝岐村						
只見町				× (H28.5.6)		× (H25.10.2)

※ ×は出荷制限指示等。()内は指示等の日。

※ 出荷制限は、指示が解除されるまで継続します。

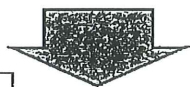
■ 菌床栽培きのこの出荷・販売までの流れ ■

1. 培地基材（おが粉等）の放射性物質濃度の検査



※おが粉を購入する際は販売者より放射性物質検査の結果の写しを必ずもらってください。

2. 菌床用培地・菌床の検査（ロット毎に3個以上）



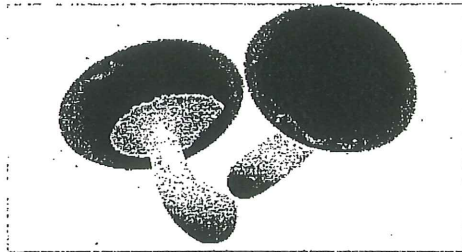
200Bq/kg 以下



200Bq/kg 超過

植菌しない。

3. きのこの検査：発生初期のきのこを出荷・販売前に検査（ロット毎に1kg 程度）



100Bq/kg 超過

出荷・販売
しない。

100Bq/kg 以下



出荷・販売

※検査の受付窓口は、市町村の農林担当課となっています。また、放射性物質濃度の検査について詳細を知りたい場合は、下記までお問い合わせください。

福島県会津農林事務所 森林林業部 林業課

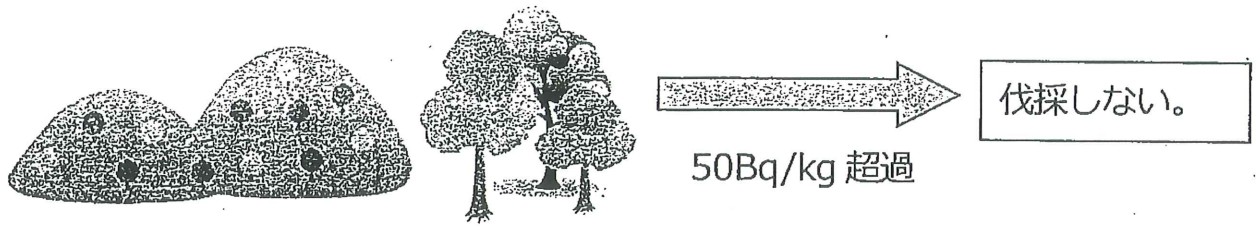
電話番号：0241-24-5734

FAX：0241-24-5748

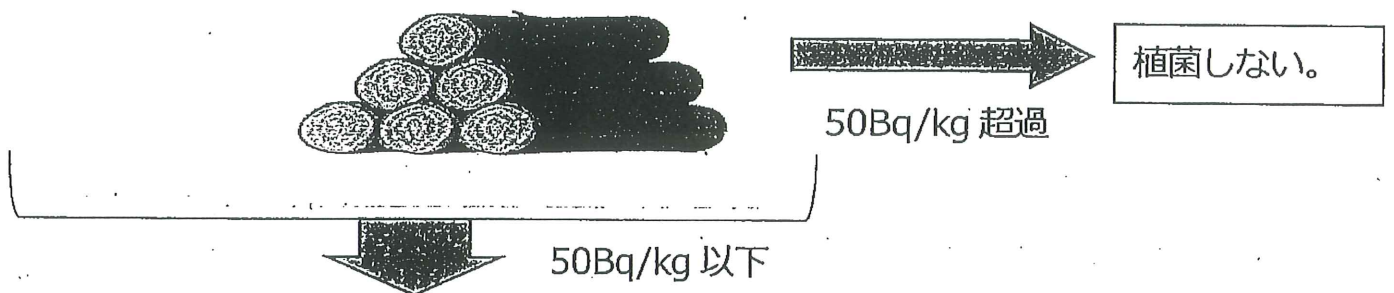
■ 原木栽培きのこの出荷・販売までの流れ ■

○きのこ原木を自伐する場合（以下の1-(1) か1-(2) のいずれかの検査を必ず実施する。）

1-(1). 伐採前のきのこ原木の検査（伐採を予定している森林より立木3本）

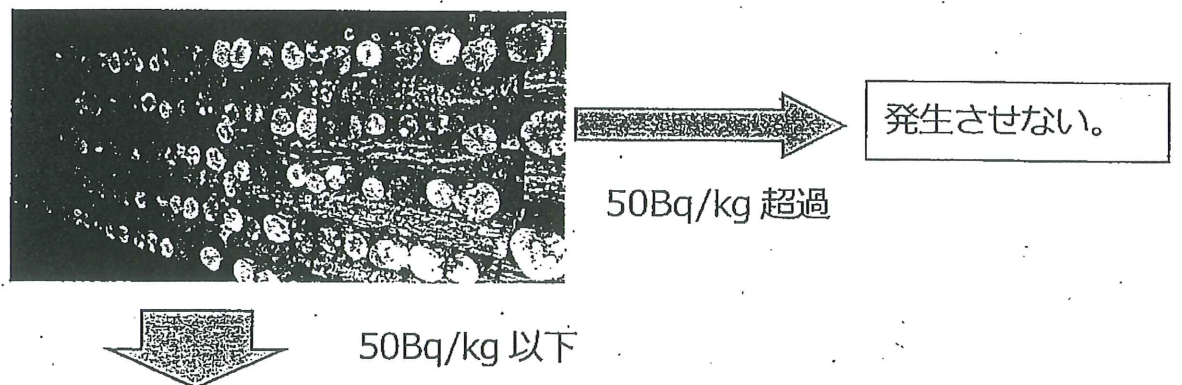


1-(2). 伐採後のきのこ原木の検査（同一産地・保管先ごとに原木3本）

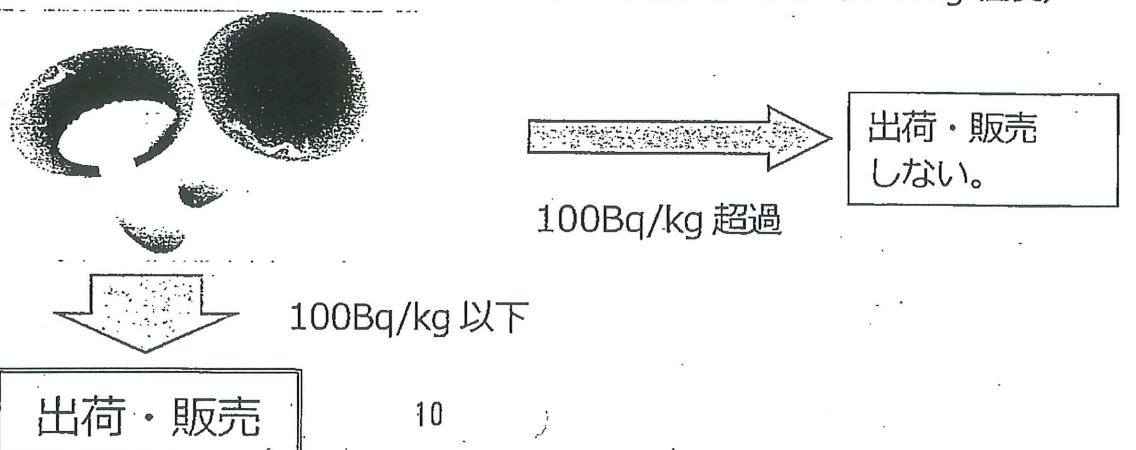


○きのこ原木を購入する場合 ※原木を購入する際は販売者より放射性物質検査の結果の写しを必ずもらってください。

2. ほだ木の検査：きのこ発生1ヶ月前までに検査（ロット毎にほだ木3本）

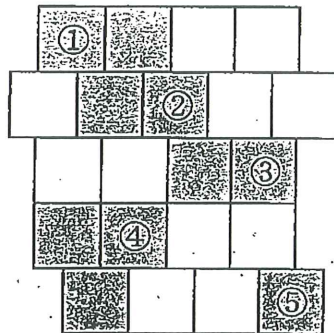


3. きのこの検査：発生初期のきのこを出荷・販売前に検査（ロット毎に1kg 程度）



野生きのこ・山菜の出荷制限解除及び出荷自粛解除の申請手順

(1) モニタリング検査



〈市町村地図〉

 : 対象品目の生育地 (うち、数字の記載があるのは、検体採取場所)

- ア 採取者からの聞き取りにより生育地を特定
 イ 5～10箇所、検体採取場所を選定
 【検体採取場所】
- ・過去に基準値を超える野生きのこ等が採取された場所
 - ・過去に50Bq/kgを超える野生きのこ等が採取された場所
 - ・航空機モニタリング等の空間線量率が高い場所
 - ・地表面水や地下水が集まりやすい場所
- ウ 当面3年間、イの採取場所において観測を実施

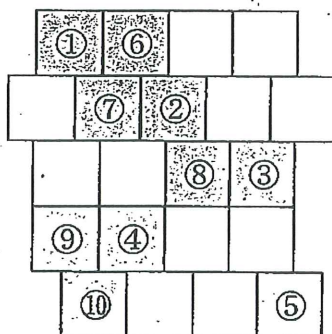


モニタリング検査結果が安定して
 低水準 (概ね 50Bq/kg 以下で低下傾向)

※

※基準値を超過した対象品目の場合

(2) 詳細検査



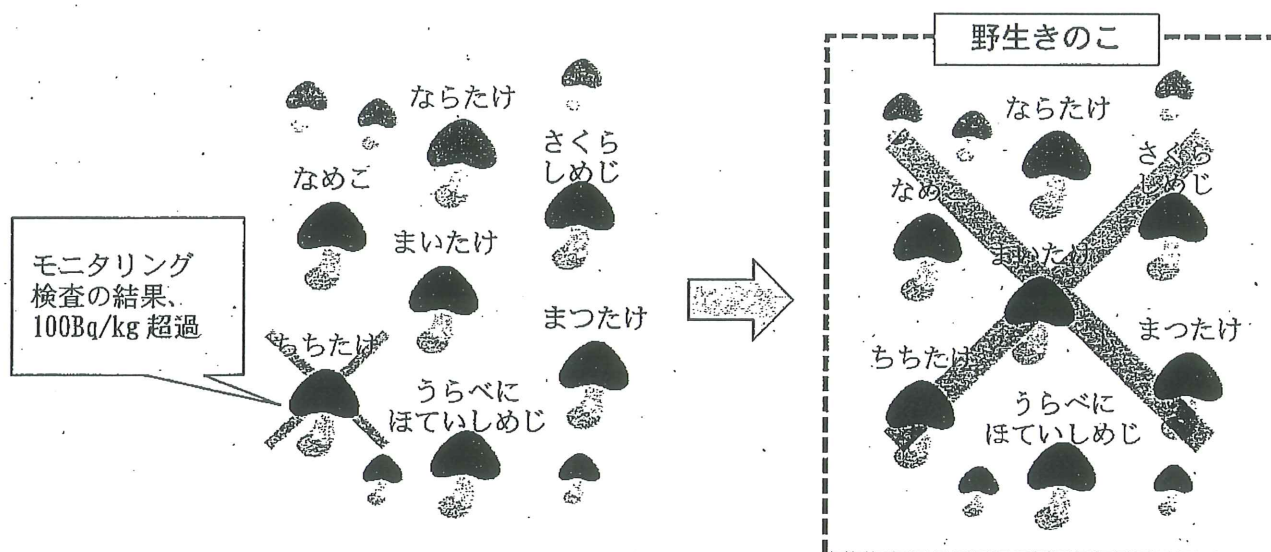
- ア 市町村全域の生育地から満遍なく検体を採取
 (原則60検体を単年度で採取※)
 ※60検体には、(1)モニタリング検査検体数を含めることが可能
 ※60検体に満たない場合は、統計学的分析により安全性を確認することも可能
 ※検体数が少ない場合、空間線量率、土壌の放射性物質濃度等のデータも整理する必要がある
 イ 対象品目の採取場所はカメラで撮影し、位置を市町村図面に記載する



統計学的分析により放射性物質濃度が
 100Bq/kgを超過しないことを推定可能

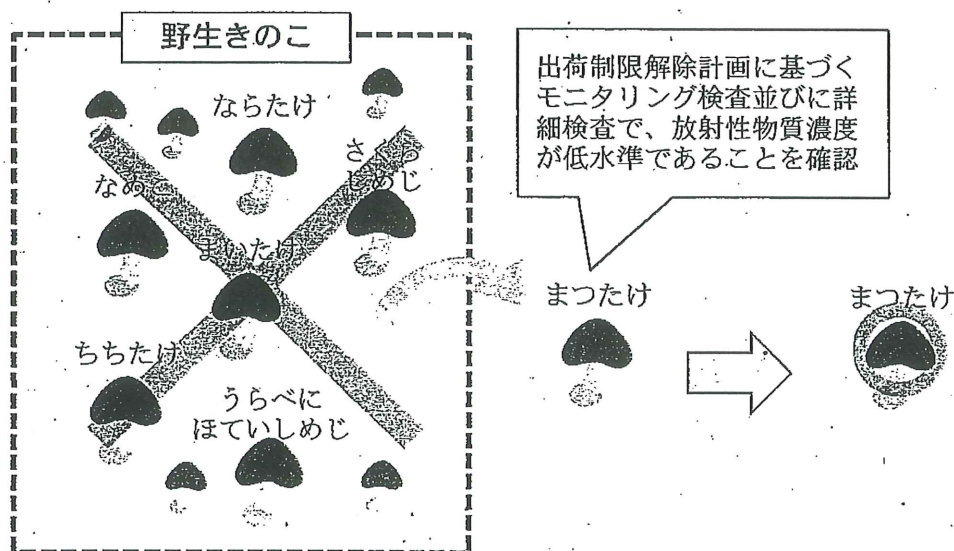
国と出荷制限解除の協議

野生きのこの出荷制限



※ 野生きのこのモニタリング対象品目は45品目あり、そのうち、モニタリング検査で1検体（品目）でも基準値（100Bq/kg）を超過すると、野生きのこ全てが出荷制限となる。

野生きのこの出荷制限解除



※ 出荷制限解除計画に基づくモニタリング検査（定点観測）並びに詳細検査で、放射性物質濃度が低水準であることを確認した場合、国と出荷制限解除の協議を行い、当該品目のみ出荷制限解除となる。